

埼接ミニ情報

24年12月号

発行
公社 埼玉県接骨師会
企画総務部

今年最後のミニ情報となります。今年は埼接にとっても業界にとっても激動の年でした。3月に厚労省・保険者から出された柔整療養費適正化の動き。4月1日、念願だった公益社団法人移行を果たす。移行に伴う新定款・諸規程説明会開催。6月、料金改定が遅れる。「柔道整復師の業務を考える議員連盟」や「柔道整復師連合会」の設立。9月、公益社団法人移行設立記念式典開催。10月「第一回柔整療養費検討専門委員会」開催。12月、衆議院総選挙。など非常にめまぐるしく動いた一年でした。特に、柔整療養費適正化の動きについては今後も全く予断を許しません。料金改定に関しては、今回だけではなく、次回、その次を考えた場合、非常に厳しい状況が考えられます。これに対しては、会員はもとより、全柔道整復師が同じ危機意識を持ち、襟を正して日々の診療や保険請求にあたることが絶対必要条件となります。今まで取りざたされなかつたような、誤りや、認識の甘さが、今は直ぐに業界全体に影響するということを再確認して頂きたいと思います。

体調を崩されていた阿部会長が12月理事会で元気な姿を見せてくれました。その約一週間前、久しぶりに会った時のことです。十分な休養を進言しようと思ったのですが、自分の体よりも埼接や業界のことを心配される会長を見て、胸がいっぱいになり言葉が出ませんでした。執行者一同更に気を引き締め会員のため業界のため、来年も最大限の努力をする所存です。

【保険業務講習会の意義とは】

12月9日に開催された「保険業務講習会」で非常に空席が目立ちました。従来より年一度のこの講習会は行政・保険者から高い評価を受けており、埼接会員と非会員との違いの象徴的なものです。また、今年からは公益社団法人として、本会自ら柔整受領委任制度の適正な運用に寄与する公益性の高い各種事業の柱として行政から認められた講習会です。すなわち、我々自身で受領委任の維持・適正な発展に間接的にアプローチできる非常に重要な事業なのです。そのため行政・保険者からの注目度も高く、その証拠に今回は各講師が講習会の様子を全て見たいということで、全員最後まで残っておられました。このようなことは以前には見られなかったことであり、この講習会に対する関心の強さを表しています。このような状況にも関わらず、一部ではありますが、受付だけして帰った会員、会場に入らず雑談していて講義を聞かない会員がいたことは非常に残念であり、また講師の目にはどのように映ったか非常に不安になるところです。このことは12月の理事会でも問題視され、早急に抜本的な対策を講じることとなりました。前述のように受領委任が危機にさらされている今年、埼接が公益社団法人に移行し、自らの力で受領委任制度の維持と適正な運用に寄与する活動を認められたこの好機を自らの手で潰すようなことが決してあってはならない。また真面目に受講した会員の不利益になるようなことがあってはなりません。現在は法的に十分な業界ではありませんが様々な活動・講習会等を通じ、外堀を一つひとつ埋めていく覚悟で全員が共通の危機感・意識を持って受領委任制度の維持と適正な運用に必死になっているのだということを行政・保険者に積極的にアピールしていくなくてはなりません。保険業務講習会の意義を今一度確認され、ご協力いただきたいと思います。



【役員選任規程検討委員会設置へ】

来年度の役員改選に向け、役員選任規程の作成を検討中です。公益移行もしくは来年度移行を予定している近隣社団でもこの選任規程の作成には苦労しているところです。

従来とは違い、総会に出席できない会員も議案同様に役員選任に関しても投票できるようになります。この規程は広く会員の意見も取り入れて作成したほうが良いとの専門家等の意見もあり、特別委員会（役員選任方法検討委員会）を設置することで12月の理事会において決議され、委員には各支部長と三役が承認されました。その委員会の結果を踏まえ2月理事会において法人法に則りかつ会員の意見が効果的に反映される役員選任規程案を決議していくこととなります。

【衆議院選挙後について】

12月16日に行われた第46回衆議院議員選挙の結果が我が業界にどのような影響を及ぼすのでしょうか。まず「柔道整復療養費検討専門委員会」については第二回の開催が遅れていますが、厚生労働省内に設けられた委員会であり引き続き継続的に開催される事は間違いないようです。また「柔道整復師の業務を考える議員連盟」や「柔道整復師小委員会」は民主党の大敗によりその構成員の多くが議席を失ったため今後の存続が危ぶまれるところであります。

大勝した自民党では、総合政策集の168番目に以下の通り記載されています。

168 柔道整復師の活動の支援

柔道整復療養費の適正な見直しと卒後臨床研修の制度化を目指します。

柔道整復師の業務に関する算定基準の明確化と法整備等に努めます。

このことが確実に実行されるため、また業界の声を反映すべく、自民党内にも早急に議連を立ち上げ我々の声を伝えてもらいたいと思います。将来的に議員立法による法整備を目指し超党派での議論も進めてもらいたいと思います。

【保険部 Q & A】

Q1：拘縮後療料の算定できない部位は？

A1：原則、体幹部は算定できません。（肋骨、鎖骨、肩甲骨、胸骨、胸椎、腰椎、骨盤骨等）

Q2：往療について、患者さんの依頼を受けてする場合は算定が可能ですか？

A2：往療料の算定は必要があるものに限り行うもので、「下肢の骨折又は不全骨折、股関節脱臼腰部捻挫等による歩行困難等、安静を必要とする止むを得ない理由により患家の求めに応じて患家に赴き行った場合算定できるものであり、単に患者さんの希望のみにより又は計画的に患家に赴いて行った場合は算定不可となります。

《今後の主な行事》

①平成25年2月23日（土）午前10時～市民公開講座

ダウントンの書家・金澤翔子さんの書の実演と母・泰子さんの講演

『東部地域振興ふれあいセンター（春日部市）』

②平成25年3月10日（日）午前9時～関東学会

『群馬音楽センター』

③平成25年5月19日（日）定期総会 『東部地域振興ふれあいセンター（春日部市）』

④平成25年5月26日（日）埼接柔道大会 『深谷ビッグタートル』



親子の絆